

福岡県公報

平成18年8月21日
第2573号

目 次

告 示 (第1578号—第1598号)

○土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分	(農地計画課) 1
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) 3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 7

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 8
○飼料の試験結果の概要	(畜産課) 8

告 示

福岡県告示第1578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
鞍手郡宮田町磯光地区土地改良事業共同施行	宮若市磯光及び鶴田(磯光地区)	平成18年7月27日

福岡県告示第1579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
福岡市早良区大字小笠木(脇山地区・小笠木換地区)	平成18年8月10日

福岡県告示第1580号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ヤマダ電機テックランド飯塚店
- (2) 所在地 福岡県飯塚市秋松837-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (6) 術並みづくり等への配慮等

意見なし

- (7) その他

上記の項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第1581号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アストラビスタ大川店
- (2) 所在地 福岡県大川市大字一木字後新開577-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アストラビスタ高田店
- (2) 所在地 福岡県三池郡高田町北新開214

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社アストラビスタ	福岡県三潴郡大木町大字高橋518番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所

株式会社アストラビスタ	福岡県三潴郡大木町大字高橋518番地
-------------	--------------------

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年4月4日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,100m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県三潴郡高田町北新開214	124

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県三潴郡高田町北新開214	60

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県三潴郡高田町北新開214	196.8

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県三潴郡高田町北新開214	24.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アストラビスタ	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県三潴郡高田町北新開214

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

福岡県告示第1583号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	一般国道	264号	前	久留米市白山町384番3先から 同市白山町368番1先まで	9.2 ～ 20.8	122.5
			後	同上	9.2 ～ 38.6	138.0
久留米	県道	金川線 田主丸	前	久留米市田主丸町野田1210番1先から 同市田主丸町常盤1042番1先まで	2.6 ～ 8.9	1189.6
			後	同上	6.2 ～ 19.9	1077.4

福岡県告示第1584号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成18年8月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	金川線 田主丸	久留米市田主丸町野田1210番1先から 同市田主丸町常盤1042番1先まで

福岡県告示第1585号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成1年3月17日農林水産省告示第367号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1586号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成1年1月19日農林水産省告示第44号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1587号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年12月24日農林水産省告示第1857号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに福岡市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1588号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年11月18日農林水産省告示第1458号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1589号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1747号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1590号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月19日農林水産省告示第1573号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1591号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和10年3月23日農林水産省告示第462号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1592号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年5月4日農林水産省告示第662号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1593号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年7月4日農林水産省告示第1002号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1594号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年8月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 O-MUTA REX
 (2) 所在地 福岡県大牟田市大字唐船87-1番外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男 東京都杉並区成田東四丁目39番地8号	株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男 東京都杉並区成田東四丁目39番地8号

株式会社サンドラッグ
代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町一丁目38番1号
株式会社マルミヤストア
代表取締役 宮野雅良
大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号
株式会社マックハウス
代表取締役 舟橋政男
東京都杉並区高円寺南三丁目3番1号

株式会社サンドラッグ
代表取締役 才津達郎
東京都府中市若松町一丁目38番1号
株式会社マルミヤストア
代表取締役 宮野雅良
大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号
株式会社マックハウス
代表取締役社長 栗原勝利
東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社しまむら
代表取締役社長 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

入れる技術を社会に普及すること目的として、設立し、自分らしく生きる人を増やしていきたい。この結果、人・社会に活力が出てくることを期待する。

福岡県告示第1596号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ヒューマンネットワーク福岡

(2) 代表者の氏名

藤原 博章

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目4番30号 西鉄赤坂ビル10階

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、要介護者や痴呆症のお年寄りに対し、医療と介護の両方の視点からの在宅訪問診療の普及、在宅訪問介護サービスの提供等に関する事業を行うとともに、不登校で悩む子どもたちや社会に順応できないでいる子どもたちに対し、国内外の子どもたちとの交流の促進に関する事業を行い、高齢者福祉及びふれあいの教育の充実に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、要介護者や認知症のお年寄りに対し、介護・福祉施設に従事する者のスキルアップを図るための教育及び研修、及び事業者に対する経営コンサルティング、医師を中心とする医療従事者とそれを求める医療機関を結びつける事業、介護施設や機関に関する情報提供、海外からの技能研修生とそれを受け入れる企業を結びつける事業、また、少子高齢化の進む中で、子育てに関する教育事業

福岡県告示第1595号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡気功の会

(2) 代表者の氏名

山部 嘉彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区井尻2丁目45番12-202号

(4) 定款に記載された目的

本会は、社会問題となっている高齢化社会による社会損失（労働力・医療費）やストレス社会による心理的な負担の増大の中で、気功の知識、技能、経験をもって、県民の福祉に寄与する事業を展開し、自分で考えイキイキと行動する心身を手に

を通じてわが国の将来展望を開くことを目的とする。

福岡県告示第1597号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わはは

(2) 代表者の氏名

河村 和朋

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区西長住1丁目3番35号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対しての訪問介護事業や障害者福祉作業所の運営事業などを行うとともに、一般市民へ障害ならびに障害者に対する理解を促進することで、すべての人々が互いに理解し合い、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1598号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成18年5月及び6月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成18年8月21日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要()内は表示成分									違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗纖維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal/kg	その他の検査 %	
石橋工業株式会社福岡工場 福岡市中央区那の津 5-9-3	同左	太陽印基礎配合飼料ハートサン	平成18年5月	(9.5) 9.7	(1.5) 2.4	(0.35) 0.80	(0.30) 0.31	(7.0) 3.3	(7.0) 4.2	(70.0) 72.0			
		自家配合用加熱圧ペんとうもろこし	平成18年5月	8.3	表 3.8	示 0.06	な 0.26	し 2.7	1.5				
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5-2-14	同左	くみあい配合飼料 SEW肉豚ベレット雌	平成18年5月	(13.0) 13.5	(2.5) 3.7	(0.50) 0.58	(0.40) 0.48	(6.5) 2.4	(7.0) 3.6	(77.0) 77.1			
		くみあい配合飼料 特選はかた前期	平成18年5月	(13.0) 13.8	(2.0) 3.4	(0.50) 0.67	(0.40) 0.55	(10.0) 4.9	(10.0) 4.4	(72.5) 72.9			

		くみあい配合飼料 はかた地どり後期	平成 18年 5月	(18.0) 19.1	(5.0) 7.7	(0.90) 1.04	(0.55) 0.66	(5.0) 2.6	(8.0) 4.9		(3,170) 3,184		
門司飼料株式会社門 司工場 北九州市門司区小森 江1-3-1	同 左	協同飼料 ティラ17	平成 18年 5月	(17.0) 18.2	(3.0) 4.2	(2.60) 3.60	(0.55) 0.63	(6.0) 2.9	(14.0) 11.1		(2,800) 2,801		
		協同飼料 ママ7アクトW	平成 18年 5月	(21.5) 21.1	(4.0) 5.9	(0.70) 0.74	(0.60) 0.73	(2.0) 0.6	(8.5) 5.6	(86.5) 87.3			粗たん白質 0.4%不足
		協同飼料 かがやき	平成 18年 5月	(12.0) 13.4	(2.0) 3.8	(0.35) 0.37	(0.30) 0.57	(10.0) 5.2	(10.0) 4.1	(73.0) 73.2			
伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野 浦海岸15-86	同 左	イトーチューリイヤー17M	平成 18年 5月	(17.0) 18.9	(3.0) 4.3	(2.80) 4.15	(0.45) 0.57	(5.0) 2.5	(14.5) 12.2		(2,800) 2,801		
		テイスティ餌付 クランブル	平成 18年 5月	(22.5) 23.2	(2.0) 8.0	(0.80) 0.98	(0.60) 0.77	(5.0) 2.7	(8.0) 5.5		(3,100) 3,160		
合名会社塚本食糧工 業所 朝倉市甘木2413-1	同 左	皮付圧扁麦	平成 18年 6月	10.3	表 1.7	示 0.03	な 0.32	し 3.2	1.9				
		単体とうもろこし 圧扁	平成 18年 6月	7.7	表 2.5	示 0.00	な 0.18	し 1.3	0.9				

平成18年8月21日 月曜日

福岡県公報

第2573号

10

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)